

林地開発許可申請の手引き（令和7年6月）の適用について

適用される対象は下記のとおりです。

記

1. 「開発行為の許可基準の運用細則」について
 - ・令和7年10月1日以降に県が受理する林地開発許可申請
 - ・令和7年10月1日以降に県が受理する林地開発変更許可申請のうち、新たに対象行為を実施する場合
2. その他
 - ・令和7年10月1日から適用

注 林地開発許可申請書及び林地開発変更許可申請書については、森林法施行規則第4条及び同条の各号で規定される書類・図面等が備わっている場合に限り、県はこれを受理します。

ご不明な点がございましたら、長崎県農林部林政課森林管理班もしくは開発行為に係る森林の所在地を管轄する各振興局の林地開発許可担当部署へお問い合わせください。